著作権	判決年月日	令和3年10月27日 担
	事件番号	令和3年(ネ)第10048号部
_		Sometimes of the state of the s

○ 会議の手法を説明したワークブックに係る著作物の著作権(複製権及び翻案権)の 侵害の成否について判断した事例

(事件類型) 著作権侵害行為差止等 (結論) 控訴棄却

(関連条文)著作権法2条1項1号,15号,21条,27条,112条1項,2項(原判決)東京地方裁判所平成31年(ワ)第4521号・令和3年3月26日判決判決要旨

1 本件は、控訴人会社が、被控訴人らが被告レジュメを用いて会議のワークショップ及びコンサルティング業務を行う行為が、控訴人会社が保有する原告ワークブックに係る著作物の著作権(複製権及び翻案権)の侵害に当たるとして、著作権法112条1項及び2項に基づき、被控訴人らに対し、被告レジュメを複製及び頒布することの差止め並びに被告レジュメの廃棄を求めるなどした事案である。

原審は,控訴人会社の請求を理由がないとして棄却したことから,控訴人らが,原判 決を不服として,本件各控訴を提起した。

- 2 本判決は、概要、以下のとおり判示するなどして、原判決は相当であると判断し、本 件各控訴をいずれも棄却した。
  - (1) 著作権法は、著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの(同法2条1項1号)をいい、複製とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいう旨規定していること(同項15号)からすると、著作物の複製(同法21条)とは、当該著作物に依拠して、その創作的表現を有形的に再製する行為をいうものと解される。

また、著作物の翻案(同法27条)とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴である創作的表現の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の創作的表現を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいうものと解される。

そうすると、被告レジュメが原告ワークブックに係る著作物を複製又は翻案したものに当たるというためには、原告ワークブックと被告レジュメとの間で表現が共通し、その表現が創作性のある表現であること、すなわち、創作的表現が共通することが必要であるものと解するのが相当である。一方で、原告ワークブックと被告レジュメにおいて、アイデアなど表現それ自体ではない部分が共通するにすぎない場合や共通する表現がありふれた表現である場合には、被告レジュメが原告ワークブックを複製又は翻案したものに当たらないと解される。

## (2) 原告記述部分6と被告記述部分6について

原告ワークブックの当該部分と被告レジュメの当該部分とは、会議の参加者が、「チームとして」、「問題を共有」し、「役割」を作り、参加者を「満足させるため」の 「計画」と「情熱」を得ることを内容とする記述である点で共通する。

しかしながら、上記共通する部分は、全体として、会議によって達成すべき目的と しての獲得すべき成果及びその成果を獲得するための手段に係るアイデアそのもので あって、表現それ自体ではない。

また、原告記述部分6は、第1文で成果を獲得するための手段として、「このメンバーがハイパフォーマンスなマネジメントチームとして、問題を共有し、共通の目標をつくり、役割分担とコミットメントを作成する。」と記述した上で、第2文で獲得すべき成果として、「これにより、ステークホルダーとこのメンバーを満足させるための目標と計画と情熱を手に入れる。」と記述したものであり、「チームとして」、「問題を共有」、「共通の」、「役割」、「満足させるため」、「情熱」といった関連性を認めやすい平易な語を一般的な順序で組み合わせたにすぎないものであって、ありふれたものである。第1文及び第2文の構成も、手段から成果につなげるという、通常用いられるありふれたものにすぎないから、創作性があるとはいえない。そうすると、原告記述部分6中の「問題を共有し、共通の目標をつくり、役割分担とコミットメントを作成」し、「満足させるための目標と計画と情熱を手に入れる。」との表現部分と、被告記述部分6中の「問題を共有、共通の志を作成し、志を成すための役割と担当及びアクションプランをつくりあげ」、「満足させるために、成長し続ける仕組・計画を手に入れ団結と情熱…を生み出す。」との表現部分は、創作的表現が共通するとはいえない。

以上によれば、被告記述部分6が原告記述部分6と共通する部分は、表現それ自体ではないか、又は創作的表現であるものとはいえないから、被告記述部分6は、原告記述部分6を複製又は翻案したものに当たるものと認めることはできない。

## (3) 原告ワークブック全体の構成と被告レジュメ全体の構成について

原告ワークブック全体の構成と被告レジュメ全体の構成とは、①会議の約束事と目的の確認、②手に入れたい成果の確認、③今日までに達成されたことの確認、④問題や懸念の洗い出し、⑤戦略的フォーカス作成(目標設定)、⑥役割の明確化(目標達成のための道のり、担当と責任の明確化)、⑦アクションプラン(コミットメント)の策定、⑧問題解決という項目が選択され、それらの項目がおおむね同じ順序で配列されているという点で共通する。

しかしながら、上記共通する部分は、会議において、どのような項目を、どのような順序で行うかというアイデアそのものであって、表現それ自体ではない。

以上によれば、被告レジュメ全体の構成は、原告ワークブック全体の構成を複製又は翻案したものに当たるものと認めることはできない。